

月一日には「労働者の知能の啓蒙と品性の向上」と名づけたとして労働学院を設置し、主として工場労働者の聖實なる思想の涵養に努めた。其の他本部の事業と並行して、關西に於ける協調運動の推進機關として活潑な活動を續けて行った。

第六項 労働争議の調停

松岡、桑田及び谷口の三氏の辞任の後とうけて添田、永井及び田澤の三氏の常務理事就任以來、前記の如く或は労働者教育に或は調査研究に漸やくその眞面目を發揮して、精力的な實踐活動の時期に入ったが、當時労働問題の中心的問題となりつゝ、あつた労働争議に關しては亦積極的な活動がなされた。労働争議の調停は本會設立の

趣旨よりしては協調運動の最も主要な事業であり、従つて争議に對しては先づその調査を行つて真相の究明に努め、必要に應じては勞資の間に立つて調停斡旋の勞をとり争議の解決のために努力を續けてきたのであるが、當時に於ける労働運動の激化の實狀は本會の努力に對して酬はらるるところが必ずしも大なるものがあつた。斯かる状態に鑑みて、添田常務理事は就任以來労働争議の調停に殊に意を用ひ、調査及び情報蒐集活動と相俟つて、多くの成果を擧げることゝ出来た。例へば、大正十年の藤永田造船所の争議調停を初めとして、大正十五年の住友別子銅山及び日本樂器會社の争議、昭和二年の大日本紡績工場及び富士瓦斯紡績本庄工場の争議、昭和三年の野田醬油會社の大争議、昭和四年の横濱船渠會社